

令和4年度 小松市生殖補助医療費助成事業のおしらせ



小松市では、体外受精や顕微授精の生殖補助医療や男性不妊治療にかかった費用の一部を助成します。

助成内容

生殖補助医療等にかかった費用について、**自己負担額の3分の2(上限40万円)**を助成します。

また、生殖補助医療と併せて行われた男性不妊治療を行った場合、生殖補助医療とは別に自己負担額の3分の2(上限40万円)を助成します。

ただし高額療養費制度等の支給があった場合はその額は除きます。

助成対象者

下記の条件を全て満たすご夫婦

- ① 対象治療の開始日の1年以上前から申請日までご夫婦(事実婚を含む)の両方またはどちらか一方が小松市に住民票がある方
- ① 医療保険に加入されている方

対象治療

令和4年4月1日以降に開始した体外受精・顕微授精とそれに併せて行われた検査や治療、男性不妊治療

※1) 保険適用の治療、保険適用外の治療も対象となります。

※2) 国で登録されている治療(先進医療)についても助成の対象となります。

助成回数

- 妻の年齢が**40歳未満の方**: 1子出産につき**6回**
- 妻の年齢が**40歳以上の方**: 1子出産につき**3回**

※3) 市に初めて申請をした治療の、初回治療日の妻の年齢を基準に助成回数が決まります。

※4) 1回の治療とは、採卵準備または凍結胚移植のための投薬から胚移植に至るまでの一連の治療を指します。

※5) 出産後、新たに治療を開始された場合は助成の対象となります。また特別な事情がある場合はご相談ください。

申請方法

申請前に裏面の確認事項を必ずご確認ください、チェック欄を記入したものと必要書類を持参して、治療が終了した日から1年以内に、いきいき健康課(すこやかセンター内)へ申請してください。

問い合わせ先

小松市いきいき健康課 母子保健担当(すこやかセンター内)
〒923-0961 小松市向本折町へ14-4
TEL:0761-21-8118



申請前に必ずご確認ください

下記の持ち物以外に必要なものがありますので、以下の確認事項でご確認の上、チェック欄に記入したものと持ち物をご持参ください。また確認事項が変更となる場合がありますので、申請直前にホームページよりご確認ください。

持ち物

- 受診等証明書
医療機関で記載いただいたもの
- 夫婦それぞれの保険証(写しでも可)
- 振込先の通帳
- 領収書・明細書(原本)

次の書類は市のホームページよりダウンロードできます

- 申請書
- 受診等証明書
- 事実婚に関する申立書



確認事項

		チェック欄	
①	申請をしようとする治療開始日の1年以上前から申請日まで、夫婦の両方またはどちらかが小松市に住所がありますか。	はい	いいえ 対象外です
②	夫婦で住所が一緒ですか。	はい	いいえ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票
③	法律婚ですか。	はい	いいえ <input type="checkbox"/> 事実婚に対する申立書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本
保険適用外の治療を行った方は確認事項はこれで終了です。 保険適用の治療を行った方は以下の項目も確認してください。			
④	医療機関に限度額適用認定証を提出しましたか。	はい <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証の写し 限度額適用認定証を医療機関に提出をしたが、限度額に達しなかった場合は⑥へ	いいえ ⑤へ
⑤	高額療養費制度を申請しましたか。	はい <input type="checkbox"/> 加入医療保険から発行される支給決定通知の写し	いいえ 加入医療保険者に申請し、支給決定通知が届いてから市へ申請してください。ただし、医療機関での月の窓口負担が35,400円未満である場合は申請不要です。
⑥、⑦の質問では高額療養費制度に該当するかを確認するための項目になります。			
⑥	同じ月に、不妊治療を行った医療機関とそれ以外の医療機関でそれぞれ21,000円以上の窓口負担がありましたか。 例)ある月に妻が不妊治療でA産婦人科クリニックで22,000円支払い、同月に別の治療でBクリニックで22,000円の窓口負担があった場合。	はい	いいえ
⑦	治療を行った方が扶養者ではない方、扶養者がいない方は回答は不要です。 同じ月に同一保険(被保険者が同じ)内で、不妊治療を行った医療機関と別の医療機関でそれぞれ21,000円以上の窓口負担がありましたか。 例)ある月に妻(夫の扶養)が不妊治療でA産婦人科クリニックで22,000円支払い、同月に夫がBクリニックで22,000円の窓口負担があった場合。	はい <input type="checkbox"/> 高額療養費制度の対象になるため、加入医療保険者にご確認ください。 <input type="checkbox"/> 加入医療保険者から発行される支給決定通知の写し	いいえ

高額療養費制度について

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度のことです。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。概要については厚生労働省のホームページをご覧ください。加入の医療保険者にお問い合わせください。